

公益社団法人沖縄市シルバー人材センター 会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員 年額 3,000円
- (2) 特別会員 年額 3,000円
- (3) 賛助会員の会費は、別表のとおりとする。

2 正会員が病気等の理由による場合や特別会員について、理事会で承認を得た場合には、前項の会費を免除することができる。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回6月末までに納入するものとする。

2 新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後、1ヶ月以内に納入するものとする。

(会費の用途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この規程は平成25年6月21日から施行する。
- 2 公益社団法人沖縄市シルバー人材センター賛助会員の会費規約は廃止する。

別 表

種 別		会 費 額
賛 助 会 員	個 人	1口(年間) 2,000円～
	事業所及び 団体	1口(年間) 5,000円～

平成 年度

会員番号

会員証発行控

氏名

男
女

行政区

現住所

生年月日

年

月

日生

有効期間

平成

年

月

日から

平成

年

月

日まで

平成	年度	会員番号
会 員 証		
氏名	男 女	(写 真)
行政区	自治会	25 x 30
現住所		
生年月日	年 月 日生	
上記の者は公益社団法人沖縄市シルバー人材センター会員であること証明する。 年 月 日		
公益社団法人沖縄市シルバー人材センター		

注 意

- この会員証の記載事項は訂正しない。訂正したものは無効とする。
- 仕事の際にはこの会員証をいつも携帯すること。
- この会員証を第三者に貸与し、または譲渡してはならない。
- 退会される場合、または紛失したときは、すぐに届けること。

有効期間 平成 年 月 日迄